

清水町奨学金貸付制度募集要領

1 目的

清水町の奨学金制度は、向学心に燃え、十分な能力がありながら、経済的理由により修学困難な学生又は生徒に学資を貸与するとともに、本町の振興と発展に必要な人材の育成を図ることを目的としています。

2 奨学生の資格

- (1) 大学（短大、大学院を含む。）、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限2年以上の国公立学校）に在学する人。
- (2) 身体が健康で、向学心があり、行いが善良な人。
- (3) 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- (4) 保護者が清水町内に居住していること。



3 申請方法

申請書等に必要事項を記入、押印し、必要書類を添付のうえ、教育委員会学校教育課に提出してください。なお、申請書は必ず奨学金の貸与を希望する学生本人が記入してください。

【提出書類】

- ・奨学金申請書
- ・住民票謄本
- ・世帯の所得を証明する書類（「町民税課税資料閲覧同意書」の提出に代えられます。）
- ・合格通知書の写し又は在学証明書

4 申請受付期間

年間を通して、随時貸付申請を受付けます。

5 貸付人数

貸付選考基準等を満たし、貸付決定がされた方。

6 貸付選考基準

貸付対象者の保護者の属する世帯の年間収入（所得）の基準は次のとおりです。

子供の人数（注）	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	5,900千円以下
2人	8,900千円以下	6,800千円以下
3人	9,900千円以下	7,700千円以下
4人	10,900千円以下	8,600千円以下
5人	11,900千円以下	9,600千円以下

（注）・「子供の人数」とは年齢、就学の有無に係わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数のことを指します。

- ・6人以上の場合は、学校教育課にお問い合わせください。

7 貸付金額

(1) 大学生、専修学校生（専門課程）

- ① 入学金－限度額 30 万円
- ② 修学金－月額 5 万円以内

(2) 高等学校生、高等専門学校生、専修学校生（高等・一般課程）、各種学校生
修学金－月額 1 万円以内

8 利子

無利子です。

9 貸付方法

貸付決定後、当該年度に支払われる入学金・修学金を一括して貸付けます。

10 貸付期間

在学する学校の正規の修業年限以内とします。

11 貸付の決定

貸付けが決定された場合には、誓約書を送付しますので、連帯保証人の印鑑証明書を添付のうえ提出してください。（※連帯保証人が町外居住の場合は、その方の住民票謄本が必要になります。）

12 償還方法

学校を卒業した翌年度から 10 年間の均等償還とします。ただし、次のような場合には、奨学金の貸付が停止され、一時償還をしなければなりません。

- ① 奨学生に、奨学金を必要としない経済的理由が生じたとき。
- ② 奨学生の保護者が、清水町の住民でなくなったとき。
- ③ けが、疾病などのため、学業の継続が見込めなくなったとき。
- ④ 学業の成績が著しく不良で、所定の年限内に卒業又は修業の見込みがなくなったとき。
- ⑤ 行いが著しく不良と認められるとき。
- ⑥ 本人又は家庭の事情により、休学したとき。

13 義務

奨学生の義務は次のとおりです。

- ① 毎年度当初の在学証明書を提出すること。
- ② 奨学生が休学、復学、転学等したとき、又は本人、保証人の住所、勤務先及び振込口座等に異動が生じたときは、速やかに届け出をすること。
- ③ 奨学生は、学業に励み、健康の保持に努めること。

14 免除

- ① 奨学生が学校を卒業後、清水町の住民となり5年以上就業（職種は問わない。）し、その後も就業する意志のあるとき。 <償還額の一部又は全部免除>

注) 就業については、町内外企業等、また職種は問いませんが、町民税の課税対象であることが免除の判断基準となります。

- ② 在学中に死亡したとき。 <全部免除（貸与された金額）>
③ 就職中に死亡したとき。 <全部免除（死亡当時において償還すべき金額）>
④ 障害者となり、又は長期療養のため若しくは生活が特に困難なため、償還不可能になったとき。 <償還額の2分の1以内>

平成30年度から制度を見直しました！

1 新入学生には、入学前（年度前）貸付けを行います。

変更前) 入学金－5月貸付（修学金一年4回に分けて貸付）

変更後) 入学前に貸付が可能となり、1年間分（最大：入学金30万、修学金60万）を一括して貸付けします。また、年間を通して随時、申請を受付けします。

2 返済の免除規定が大幅に拡充されました。

変更前) 卒業後に清水町に居住し、農業や福祉など特定職種に5年以上従事した場合、返済金額の全部または一部が免除。

変更後) 卒業後に清水町に居住し、職種、勤務先（町外可）を問わず、5年間就業（本町の町民税が課税されることが条件となります。）し、その後も引き続き就業の意思がある場合には、返済額の全部または一部が免除されます。



～お問い合わせ先～

清水町教育委員会 学校教育課 学校教育係
清水町中央公民館2階 TEL0156-62-5138